



くわた 恭子 通信

http://kyoko.moo.jp
zxkyoko@yahoo.co.jp

[無所属]

発行日 H28年1月1日
発行者 広島市議会議員
くわた 恭子
〒731-5153 佐伯区河内南2-30-2
TEL929-2930 FAX929-2928
OPEN 9時~17時(月~金)

あけまして おめでとうございます。広島市議会議員のくわた恭子です。
皆様 良い年をお迎えのこととお慶び申し上げます。
昨年は、私にとって4年に一度の選挙を行う節目の年でした。地域の皆様の
力強い応援をいただき議会に戻ることにできました。議会にもとり8ヶ月が
経過しました。以前と比較すると、議会も行政も「元気な年」と感じ
ています。議会は、あがり鋭い質問があまりありません。行政も緊張感がないと
感じています。心は客観的に示す質問がしたいと思うのですが、難しいです。
今年2回目の一般質問に立ちました。議員は質問を通し行政に組織としての
検討を求めます。適当な答弁もあり悔い思いをすることもあります。
「是非の年!」市長や行政に負けず、今年も元気に頑張ります。



12/8 今年2回目の一般質問

県は下水道汚泥の撤去を市に命令! 市は二重払いを承知で撤去費用を予算化=反対!

広島県世羅町の産業廃棄物処理業者が、広島市から委託処理された下水道汚泥を世羅町内7か所に放置し
ているとして広島県が広島市に対し、措置命令を前提とした弁明通知書を送り処理を迫ってきました。
市長は本会議で、汚泥は肥料として処理済! 産業廃棄物処理法に基づく排出者責任は無い。県が汚泥を
産業廃棄物とすることに合理性はない。が、世羅の人に迷惑をかけていること、県と争うと問題を長びか
せることになると述べ、住民の税金 総額1億6300万円の追加払いに同意を求めてきました。

平成20年 平成21年	旭町水資源センター 江波と西部水資源センター2年で1万トン の汚泥処理を委託/8679万円 年間6回、汚泥処理を現地確認
平成21年11月	県より、業者に大量の保管物があると 情報提供が入る
平成22年3月 平成22年5月	広島県が業者に対し、改善命令を出すも 撤去がされないまま放置
平成23年5月	業者に対し産業廃棄物処理業の許可取消
平成23年12月 平成24年2月	県は業者は資金力が無く、撤去できない との理由で、広島市と他の市町、5自治体 に自主的に撤去するよう文書で要請 6市は廃棄物である根拠、許可権者で ある県の責任について返答を求める
平成24年3月	県が処理業者を調査
平成26年6/4 平成26年10/24	県が市に対し、撤去するよう勧告 県が市に対し、撤去するよう勧告
平成27年10/13	県から措置命令を前提とした弁明通知書 を受け取る。3700トンを165日以内に 適正に処理すること
平成27年10/23	市より汚泥は6年前、適切に処理済との認識 だが、県の指導で処理すると弁明 平成29年3月末までに4890トンを処理 経費は12月議会、2月議会に計上
平成27年12/15	広島市議会、下水道汚泥処理経費を可決 私を含む12人が反対
平成27年12/16	産業廃棄物処理業の許可取消は不当と 業者が県を訴えた裁判は県が勝訴

左表に時系列で整理しました。汚泥の排出者としての責任は、法律上、業者からの産業廃棄物処理管理
表の確認を行うことで終了しています。市は現地
確認も行い責任を果たしています。県は許可権者
としての管理監督を果たしていません。世羅の住民に
迷惑を及ぼしていることは申し訳ないと思っております。
その為に広島市民の税金を再び処理費として
言上すること。市民の不利益は誰か守るので(は)。
1億6800万円かけて、一旦広島市が処理し、この
金額は、事業者に請求するとしています。市に
倒産状態の事業者から回収できるめとはなく、
下水道使用料収入から二重に支払われます。
今回予算計上されました。事業者の同意は取れ
なければ処理はできません。自分の金だから2回
も処理費を払わないで(は)。事業者や県は裁判を
お覚悟で臨んでもらいたい。県も充分の負担をするべき!



現地3か所を確認。山奥なのでナビは検知しません
郵便局も知らない...地元の建設会社に聞いて到着。
世羅町から要望書が出ているが、地元の人には場所も
知らなかった

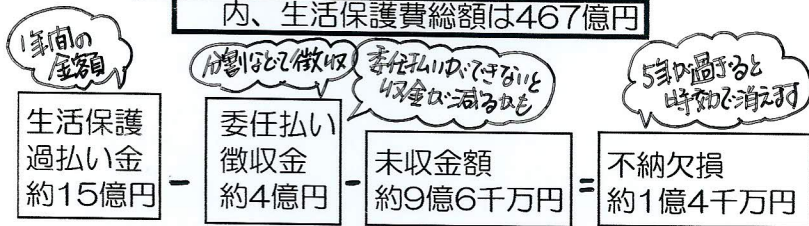
皆様の意見をお待ちしています。

生活保護過払い金 年間1億4千万円が時効

日本国憲法第25条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定め昭和25年5/4生活保護法が定められ諸施策が推進されてきました。

この生活保護費の過払い金について11/7市が過払い金を「違法」に天引きとの報道。市内男性が県に保護費に関する審査請求を行い、県が「委任払い=天引き」を違法と判断。生活保護法では不正受給などの例外を除き、保護費は全額を一旦受給者に支給し過払い金は自主返済させるとしました。一方的に広島市が違法に天引きをしているかの見出しですが、委任払いは受給者の同意のもと行われ、辞めたいといえはすぐ中止するものです。受給者から天引きのクレームはありません。今年9月現在の過払い金件数は2870件、内1392件で委任払いをしています。

平成26年広島市一般会計 約5082億円
内、社会保障費は約1887億円
内、生活保護費総額は467億円



生活保護費は前払い。収入は自己申告。その為、過払い金が発生します。細かな収入調査以外防ぐ方法はないとの説明です。生活保護の未収金は5年で時効となり不納欠損になり会計帳簿から消えたり。上記の金額は1年間の金額です。膨大な金額が時効で消えていると思えますが、担当課は累計金額を答えられませんでした。すなわち、金額の多さを把握するべきです。生活保護制度は使いやすくなってはいけません。過払いは返還してもらいたいとは思いません。根本的な対策は、減額すること、正しく査定することです。また、現場を知らない厚労省に委任払いを認めるよう強く要望し続ける必要があります。

県費教員が市費に委譲

平成25年11月14日、文部科学省から県費負担教職員の給与負担等が、道府県から政令市に委譲されることについて合意が取れたと通知がありました。この議論は10年前、小泉内閣の三位一体改革のなかで議論され何度も閣議決定されてきましたが当事者間の合意が取れず実現しなかったものです。今まで小中学校の教員は市の学校に勤務していても給与は県の財源で支払われていましたが、今後は市が負担します。当然、財源の移譲もセットですが、現在の検討状況では約164億円の財源が確保できていません。新制度は平成29年4月、1年4か月後！

給与・共済負担・退職金 教職員数約5000人分/507億円		
国庫負担金 約119億円	県/委譲財源 約224億円	普通交付税 約164億円

164億円については、国に財源措置の要望を行って頂くが、国にも財源はなく、臨時財政対策債の発行で財源を確保します。地方分権、地域の自立とは簡単なものではなく、財源確保の戦いです。教員の委譲は、教育現場の根本の変化です。広島市独自で教員採用も学級編成もできます。現在県と交渉中。良い人材を確保できるよう頑張ります。

議会改革/費用弁償廃止 供託している議員は9人

議会に戻って8ヶ月、議会改革はあまり進んでいません。4年前同様、費用弁償が1日出席する度に5000円~8000円支給されます。制度廃止が進むため既成事実を作ろうと私と含む9人、共産党5人、馬庭(中)豊島(西区)沖宗(北区)が供託しています。併せてその2割加算分も私と馬庭議員が供託しています。一歩一歩でその制度を変える歩みとしたいと思います。

乳幼児医療費補助が拡大/中学3年生まで入院が無料

今までの乳幼児医療費補助は、未就学児と小学1・2年生の発達障害児、所得制限は給与所得616万円未満が対象

- 入院は負担なし
- 通院は月ごと1医療機関初診500円負担

広島市 乳幼児補助総額 約18億2200万円
(内、広島県の補助額約7億円)
拡大による補助額 約8億4300万円

平成29年1月1日より補助が拡大

- 入院は中学3年生まで/所得制限は現行通り
- 通院 月ごと1医療機関での自己負担は・・・

給与所得379万2千円未満 第3子以降の子ども	初診のみ500円負担
給与所得379万2千円以上 (年収で541万6千円) 616万円未満 (年収で817万8千円)	未就学児 1日1000円2回まで 小学1~3年 1日1500円2回まで

広島市の乳幼児医療費補助がやと拡大です。所得制限により今よりも負担が増える層が出るのはおかしな意見もありましたが、入院が中学3年生まで無料、通院は年齢が小学3年生まで拡大し評価される内容です。試算として入院・通院を中3まで無料とすると55億円の財源が必要になります。対象年齢を大きく広げる政策は派手に見えますが、子育ての経験からは、子どもが小児期の通院が大変でした。所得制限の見直し通院時の負担金の見直しなど、今後も制度の見直しを継続していきたい。